

注意

～ 駿東伊豆消防本部からのお知らせ ～ 焼却行為による火災が発生しています！

駿東伊豆消防本部管内では、令和6年中に焼却行為等を原因とする火災が19件発生しており、今年に入っても、大規模な林野火災が発生し、大きな被害が生じています。

この時期は冬型の気圧配置等により、空気が乾燥し、強い風が吹くことが多く、一旦、火災が発生すると大規模な火災に発展するおそれがあります。

焼却行為中はその場を離れず、消火を確実に行うとともに、強い風が吹くことが見込まれる場合は、焼却行為を中止してください。



主な出火原因

- ◆ 空気が乾燥した風の強い日に焼却をしたため、付近の枯草に延焼拡大した。
- ◆ 火の粉が風により「飛び火」して周囲の可燃物に燃え移った。
- ◆ 火をつけたあと、目を離している間に延焼拡大した。
- ◆ 消火が不十分でその場を離れたため、再び燃え出した。
- ◆ 灯油バーナーで家の芝草を焼却し建物に燃え移った。

火災予防対策

※焼却行為は原則禁止です。

やむを得ず焼却を行う際は、次の点に注意しましょう。

- ◆ 風の強い日はたき火や焼却行為をしない。
- ◆ 消火用具を必ず準備し、たき火や焼却行為中はその場を離れない。
- ◆ 終わったあとは確実に消火する。
- ◆ 建物や可燃物の近くでたき火や焼却行為をしない。
- ◆ 焼却をする場合は、「火災と紛らわしい煙又は火災を発生するおそれのある行為の届出書」を最寄りの消防署に事前に提出する必要があります。

※ この届出は焼却行為を許可するものではありません。



お問い合わせ先

駿東伊豆消防本部 消防部予防課

電話 055-920-9101

